

内 容

- 1 騒音規制法に基づく規制地域等の指定（案）・・・1 ページ
- 2 振動規制法に基づく規制地域等の指定（案）・・・3 ページ
- 3 悪臭防止法に基づく規制地域等の指定（案）・・・5 ページ
- 4 騒音に係る環境基準の地域類型をあてはめる
地域の指定(案) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・7 ページ

別 図

- 北広島市騒音、振動規制地域区域分図
- 北広島市悪臭規制地域区域区分図

1 騒音規制法に基づく規制地域等の指定（案）

（1）規制地域の指定

法第3条第1項に規定する特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域（以下「指定地域」という。）を次のとおり指定する。

区域の区分	指定地域
第1種区域	第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
第4種区域	工業地域

備考

この表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により同項第1号に掲げる地域として定められた地域をいう。

（2）規制基準の設定

法第4条第1項に規定する指定地域内における特定工場等において発生する騒音の規制基準は、次のとおりとする。

時間の区分 区域の区分	昼 間	朝 ・ 夕	夜 間
	午前8時から 午後7時まで	午前6時から 午前8時まで 午後7時から 午後10時まで	午後10時から 翌日の午前6時 まで
第1種区域	45デシベル	40デシベル	40デシベル
第2種区域	55デシベル	45デシベル	40デシベル
第3種区域	65デシベル	55デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

（3）特定建設作業に伴って発生する騒音の規制地域の区域指定

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第1号に規定する区域は、指定地域のうち次に掲げる区域とする。

- ①第1種区域及び第2種区域の全域
- ②第3種区域及び第4種区域内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条

第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域

(4) 自動車騒音に係る要請限度の区域のあてはめ

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令(平成12年総理府令第15号。)別表の備考に規定する区域は、次のとおりとする。

① a 区域

指定地域のうち、第1種区域及び第2種区域（第2種区域にあつては、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域に限る。）

② b 区域

指定区域のうち、第2種区域（a区域として定める地域を除く。）

③ c 区域

指定区域のうち、第3種区域及び第4種区域

2 振動規制法に基づく規制地域等の指定（案）

（1）規制地域の指定

法第3条第1項に規定する振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域（以下「指定地域」という。）を次のとおり指定する。

区域の区分	指定地域
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考

この表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により同項第1号に掲げる地域として定められた地域をいう。

（2）規制基準の設定

法第4条第1項に規定する指定地域内における特定工場等において発生する振動の規制基準は、次のとおりとする。

区域の区分 \ 時間の区分	昼 間	夜 間
	午前8時から 午後7時まで	午後7時から翌日 の午前8時まで
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

備考

指定地域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内においては、それぞれ規制値から5デシベルを減じた値を適用するものとする。

（3）特定建設作業に伴って発生する振動の規制地域の区域指定

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号。以下「府令」という。）別表第1の付表第1号に規定する特定建設作業に伴って発生する振動の基準に係る区域は、指定地域のうち次に掲げる区域とする。

第1種区域の全域並びに第2種区域内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項の規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートル以内の区域

(4) 道路交通振動に係る要請限度の区域のあてはめと時間の区分

振動規制法施行規則別表第2の備考第1項及び第2項に規定する道路交通振動の限度に係る区域の区分及び時間の区分は、次のとおりとする。

① 区域の区分

第1種区域、第2種区域は、それぞれ指定地域の第1種区域、第2種区域とする。

② 時間の区分

ア 昼間 午前8時から午後7時までの時間とする。

イ 夜間 午後7時から翌日の午前8時までの時間とする。

3 悪臭防止法に基づく規制地域等の指定（案）

(1) 規制する地域

法第3条に規定する事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域として、A区域及びB区域を別図のとおり指定する。

(2) 規制基準

- ① 法第4条第1項第1号に規定する事業場の敷地の境界の地表における特定悪臭物質の種類ごとの濃度の規制基準は、次のとおりとする。

(単位 ppm)

区域の区分 特定悪臭物質の種類	A区域	B区域
ア ン モ ニ ア	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫 化 水 素	0.02	0.06
硫 化 メ チ ル	0.01	0.05
二 硫 化 メ チ ル	0.009	0.03
ト リ メ チ ル ア ミ ン	0.005	0.02
ア セ ト ア ル デ ヒ ド	0.05	0.1
プ ロ ピ オ ン ア ル デ ヒ ド	0.05	0.1
ノ ル マ ル ブ チ ル ア ル デ ヒ ド	0.009	0.03
イ ソ ブ チ ル ア ル デ ヒ ド	0.02	0.07
ノ ル マ ル バ レ ル ア ル デ ヒ ド	0.009	0.02
イ ソ バ レ ル ア ル デ ヒ ド	0.003	0.006
イ ソ ブ タ ノ ー ル	0.9	4
酢 酸 エ チ ル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
ト ル エ ン	10	30
ス チ レ ン	0.4	0.8
キ シ レ ン	1	2
プ ロ ピ オ ン 酸	0.03	0.07
ノ ル マ ル 酪 酸	0.001	0.002
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0009	0.002
イ ソ 吉 草 酸	0.001	0.004

- ② 法第4条第1項第2号に規定する事業場の煙突その他の気体排出施設の排出口における特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）

の種類ごとの規制基準は、規制地域の区分に応じた事業場の敷地の境界の地表における規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号。以下「府令」という。）第3条に定める方法により算出して得た流量とする。

- ③ 法第4条第1項第3号に規定する事業場から排出される排出水に含まれる特定悪臭物質（アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとの当該事業場の敷地外における規制基準は、規制地域に応じた事業場の敷地の境界の地表における規制基準を基礎として、府令第4条に定める方法により算出して得た濃度とする。ただし、メチルメルカプタンについては、同方法により算出して得た濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合であっても、当分の間、排出水中の濃度は1リットルにつき0.002ミリグラムとする。

4 騒音に係る環境基準の地域類型をあてはめる地域の指定（案）

第1 地域の類型及び各類型を当てはめる地域の区分は次のとおりとする。

地域の類型	地域の区分
A	騒音規制法にもとづく規制地域として指定された地域（以下、「指定地域」という。）のうち、第1種区域及び第2種区域（第2種区域にあつては、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域に限る。）
B	指定地域のうち、第2種区域（ただし、A類型を当てはめる地域を除く。）
C	指定地域のうち、第3種区域及び第4種区域